

## 真の障害者の自立に向けて 新たな出発を 障害者自立支援法成立に当たっての声明

社団法人日本てんかん協会

本日、衆議院本会議で障害者自立支援法が自民党・公明党の賛成により可決成立しました。私たちは、法案には問題も多いことから慎重な審議を求めてきましたが、応益負担を含んだままの成立に強く抗議します。

この法は、「福祉サービスは買うもの」などとして、障害をもつことを自己責任に帰したものとして、また、個人の格差と自治体任せの地域格差をさらに進めたものとして、そして、憲法 25 条が述べている理念と著しく乖離した法案が成立した事実を、将来にわたって記憶すべきこととなりました。

この法案については、関係者だけでなく、市民を含めて様々な意見や要望が寄せられ、全国各地で活動が広がりました。その結果、障害者福祉のあり方と応益負担は絶対に認められないことが多くの人から指摘されました。国民の関心の高まりに対して、政府、与党はいくつもの弁明や法案成立に向けた策動をせざるを得なくなりました。しかしながら、私たちの願いは充分には届きませんでした。

法は成立しましたが、骨格だけしか示されていません。私たちは、今後も障害者の自立とは無縁な今回の法の内容について国民にアピールしていきます。そして、ただちに、具体的な課題について改善を求めていくことが当面の最大の課題であり、そのことを広く国民に知ってもらいたいと考えます。

当面、下記のような問題点について政府及び国会に要請していきます。

213 項目におよぶ政省令・告示事項で、サービス基準をはじめ、重要な内容が示されるというのに、依然として具体的な内容が示されていません。衆議院理事会では、政省令についてもフォローしていくことを確認しています。これは、法案が骨格でしかなかったものであることを示しています。国会が当然その機能を発揮していくことを求めていきます。

応益負担制度（原則 1 割の定率負担制度）を応能負担制度にするように、次期改正時期に合わせて世論形成をしていきます。

自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討にあたっては、関係患者団体の意見を求めていきます。医療費の助成について、別の法律で手当てすべきものであると考えます。法的な根拠を備えた社会資源の基盤整備の必要性を要請します。

個人格差・地域間格差が少なくなるように障害判定基準、減免措置の拡充などを求めます。

すべての「障害」を対象とした総合的な福祉法の制定、施設体系の簡素化と小規模作業所問題の解消、精神障害者施策の遅れに対する特別措置等の基本的な課題について具体的な要望をしていきます。

これらの要求の実現のために、関係者の大同団結が不可欠です。真の障害者の自立に向けて、私たちは今後とも力を尽くしていきます。

以上

事務局 〒162-0051  
東京都新宿区西早稲田 2-2-8、4F  
TEL 03-3202-5661  
FAX 03-3202-7235